

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行(当日在籍するときは、
翌日が休日となる場合)

鳥取県規則第五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十一号）中別表の第一種県営住宅の表の庄内団地に関する部分の施行期日は、昭和四十七年二月十五日とする。

目次

◇規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇告示

健康保険法による保険医の登録

"

国民健康保険法第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

肥料の登録の有効期間の更新

道路の位置の指定

規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十七年二月十五日

鳥取県知事 石破二朗

第四	四、四五〇円
内	四、〇五〇円

に改める。

鳥取県規則第六号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中「福守第四 四、四五〇円」を

庄	福守
---	----

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年二月十五日

鳥取県知事 石破二朗

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
前山巖	鳥医第一、六五二号	昭和四十七年一月二十四日
岡田義昭	鳥医第一、六五三号	"
川原隆造	鳥医第一、六五四号	"
石飛和幸	鳥医第一、六五五号	"
正田晨夫	鳥齒第三〇三号	"

鳥取県告示第一百十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年二月十五日

鳥取県知事 石破二朗

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
岡医院	岩美郡福部村大字海士	全国	昭和四十七年一月一日
大山町国民健康保険 大山寺診療所	西伯郡大山町字豪門山 一四七一の内 一二四 グリーンロッヂ内	"	五日
やの薬局	境港市馬場崎町七二	"	"

鳥取県告示第一百十号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政

令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年二月十五日

鳥取県知事 石破二朗

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政

基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十七年二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十七年二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係方面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

登録番号	肥料の名称	保証成分分量(パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三四三号	甘藷複合	窒素全量 三・〇	
		アンモニア性窒素 二・五	
		りん酸全量 一〇・三	
		水溶性りん酸 一〇・二	倉吉市越殿町一四〇八 倉吉市農業協同組合 組合長理事
	水溶性加里	加里全量 一〇・一	八田 隆利
鳥取県 第三六六号	肥 料 若苗複合	水溶性加里 一〇・〇	八田 隆利

申請人の住 所及び氏名	道 路 の 位 置 の 指 定 場 所	道 路 の 幅 員 及び延長
米子市角盤町 三丁目一八五	米子市福市字古宮畑一七一ノ五、 一七五ノ一	幅員 四・六〇 メートル
三光商事 有限社会	一一七六ノ二	延長 二六二・二〇
代表取締役 高野 弘	一一七六ノ六	
" "	一一七五ノ一地先水路	
" "	一一七六ノ六	
字井手添一七七ノ一		

鳥取県告示第百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十七年二月八日次のとおり指定したので、建